

下水道使用料について

水道料金と下水道使用料を一括してご請求しています。

下水道使用料とは

お客様のご家庭やお店、工場などから排出される汚れた水は、下水道管を通りポンプ場を経由して下水処理場に集められ、きれいな水に処理してから、川や海に放流されます。

お客様からお支払いいただく下水道使用料は、これら下水道施設の補修や清掃などの維持管理費や汚れた水をきれいな水に処理するための費用等に充てられます。

下水道使用料は、下水道に流した汚水の量に応じてご負担いただきます。汚水の量は、水道を使用する場合は、水道の使用水量とします。井戸水などをご使用の場合は、次のページの「下水道使用料のお手続き」をご覧ください。

下水道使用料のお支払いについて

公共下水道の運営は、お客様がお住まいの各市が行っています。

千葉県企業局では、お客様の利便性と事務の効率化のため、以下の10市において、水道料金と市の下水道使用料を「上下水道料金」として一括請求を実施しています。あわせてお支払ください。

お住まいの市の下水道使用料の算定方法や下水道に関する詳細については、お住まいの各市ホームページ、または各市の「下水道使用料に関するお問い合わせ先」にてご確認ください。

一括請求を実施している地域

千葉市 市川市 船橋市 松戸市 成田市
市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 印西市 白井市 の県営水道給水区域

下水道の正しい使い方にご協力ください

下水道は、何でも流せるというものではありません。

流してはいけないものを流すと排水管が詰まり、排水設備の機能低下や排水管の変形・破損の原因となります。

宅内の排水管が損傷し、修理することになると、多額の費用負担が発生する場合があります。

下水道は自然や人々の生活環境を向上させるための公共の財産です。正しい使用と点検にご協力ください。

流してはいけないもの

- 野菜くずや残飯など
- エンジンオイルやてんぷら油などの廃油
- 水に溶けない紙や紙おむつ ■たばこやガム ■ビニール ■石鹼などの固形物
- 合成洗剤に含まれるリン ■アルコールやガソリンなどの有害・有毒・危険物



下水道使用料のお手続き

井戸水を使い始めたとき、井戸水をお使いでお住まいの世帯人数が変わったとき、井戸を廃止したときなど、水の使用状況に変更があったときは必ず県水お客様センター（2ページ参照）へご連絡ください。使い始めの時にご連絡をしていない等、ご不明な場合はお問い合わせください。

また、営業に伴い、使用する水量と排出する汚水の量が著しく異なる場合は、減量認定制度があります。

その他、減免・認定に関しては、その対象や手続きについて、お住まいの各市ホームページをご確認いただくか、次ページの「下水道使用料に関するお問い合わせ先」に記載されている各市の担当部署へお問い合わせください。